

鳴門教育大学主催のイベント等開催の運用基準（新型コロナウイルス対策）

令和 2 年 6 月 1 9 日

危機管理対策本部

改正 令和 3 年 2 月 1 0 日

令和 3 年 1 0 月 2 6 日

令和 4 年 7 月 2 1 日

令和 5 年 2 月 2 2 日

この運用基準は、令和5年2月22日（水）から適用する。なお、今後の状況に応じて、随時見直しを行う。

【基準】

1. 不特定多数の方が集まるイベント等は、中止又は延期すること。
2. 高齢者や妊産婦、子ども、障がい者、基礎疾患を有する者が多数参加するイベント等は、中止又は延期すること。
3. 飲食物等を提供するイベント等は、中止又は延期すること。
4. 屋内で大声を出したり、管楽器を使用するイベント等は、十分な感染対策を講じること。
5. 人との間隔を適切に確保できないイベント等は、中止又は延期すること。
※ 大声を伴わない場合は人と人が触れ合わない間隔，大声を伴う場合は前後左右において身体的距離を確保すること。
6. 開催しなければならない場合は、密閉・密集・密接（3密）を避けるとともに、十分な感染防止対策を講じること。
7. 開催規模等については別表のとおりとする。
※ web会議ツール等の活用を検討すること。
8. イベント等の実施可否は、原則、担当部課で判断すること。

【実施する場合の注意事項】

1. 咳，発熱，のどの痛み，だるさ，味覚や嗅覚の異常などの症状がある方，保健所から濃厚接触と認定されている方については，参加を控えるよう事前に要請すること。
また，7日以内に緊急事態宣言発令中の地域又はまん延防止等重点措置指定地域と往来若しくは海外渡航歴がある方については，健康観察を十分に行い参加することを事前に要請すること。
※ 当日，非接触型体温計等で体温計測し発熱や風邪症状がある方は参加を控えてもらう。
2. 手洗い，咳エチケットの実施及びマスク（不織布を推奨）を着用すること。ただし，屋外で人と十分な距離を確保できる又はほとんど会話がないうちの場合，暑さや倦怠感を感ずるときなどは，適宜マスクをはずしてもらおう。
3. アルコール消毒液の設置及び手指消毒を実施すること。ただし，アルコール消毒に

ついて、アレルギーのある方は、アルコールを使用せず、しっかりと手洗いをしてもらう。

4. 個人情報の取扱いに注意し、参加者（出席者）名簿（所属・住所・連絡先・メールアドレス等記入）を作成すること。
5. 待合場所等における密集回避対策、受付及び入室時においては十分な間隔確保の対策を講じること。
6. 受付時は、アクリル板や透明のビニールカーテン等により、飛沫感染予防対策を講じること。
7. ドア・窓の開閉やスイッチ類のON・OFFは主催者が行うこと。
8. 講師や参加者間の飛沫感染を防ぐことが可能な座席配置とすること。
※ マイク使用の際は感染対策を講じること。
9. イベント中は、窓を開け、換気を行うこと。開始前、終了後も十分に換気を行うこと。
※ エアコン使用時の換気については、30分に1回をめぐりに数分間換気を行うこと。
10. 参加者の相互接触、対面での会話機会を減らす等の工夫をすること。
※ 会話機会を設けなければならない場合は、フェイスシールド等の飛沫感染対策を講じること。
11. 参加者が退場する際、いちどに退場せず、グループごとに退場させる等、十分な間隔確保の対策を講じること。
12. イベント開催前及び終了後は、ドアノブ、手すり、スイッチ、机・椅子等、手の触れる箇所を消毒すること。
13. イベントを開催する場合は、徳島県の指示に基づき、「感染防止策チェックリスト」を作成し、担当部課がホームページ等で公表すること。
※担当部課は、当該チェックリストを総務課に提出するとともに、イベント終了日から1年間保管すること。
※問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに「結果報告書」を作成し、総務課に提出すること。（提出された報告書は、総務課が県に提出すること。）

【参考】

イベントの開催にあたっての留意事項について（徳島県）

<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020112500029/>

- ・感染防止策チェックリスト（230127改定）.xlsx(21KB)

<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020112500029/files/050127checklist.xlsx>

- ・結果報告書 .xlsx(22KB)

<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020112500029/files/kekkahoukoku.xlsx>

x

(別表)

【開催規模等について】

| 時期 | 収容率 | 人数上限 |
|------------|---------------------------------------|--|
| 令和5年2月22日～ | 100%以内 (ただし、適切な間隔の確保を優先した収容率とすること) | 次に掲げるもののうち いずれか大きい方 (1) 5,000人 (2) 収容定員の50% |

注：収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。(両方の上限を満たす必要がある。)